

防整施第 5 2 5 1 号
令和 2 年 3 月 3 1 日
一部改正 防整施第 2 0 4 2 8 号
令和 2 年 1 2 月 2 3 日
一部改正 防整施第 5 1 0 4 号
令和 3 年 3 月 2 6 日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

建設工事に係る技術業務の契約等におけるプロポーザル方式の実施細則
について（通知）

標記について、建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第 1 4 4 号。28. 3. 31。以下「通達」という。）別紙の第 7 項に基づき別紙のとおり定め、令和 2 年 7 月 1 日以降に手続開始の公示を行う技術業務について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、本方式を採用することができるのは、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 4 項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に限られることに留意されたい。

また、建設工事に係る技術業務の契約等におけるプロポーザル方式の実施細則について（防整施第 6 9 4 1 号。28. 3. 31）は、令和 2 年 6 月 30 日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

建設工事に係る技術業務の契約に係るプロポーザル方式の実施細則について

第1 対象業務

建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28. 3. 31）の別紙第2項第1号に規定する技術業務のうち、業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できると契約担当官等が認めるものを対象とする。

第2 プロポーザル方式の種類

1 公募型プロポーザル方式

参加表明書の提出者を広く募集するために公募を行った後、技術的に最適な者を特定する方式。

2 標準プロポーザル方式

災害復旧等の緊急時等、やむを得ず前項の手続が取れないと契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号。以下「訓令」という。）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が認める案件について、契約担当官等が選定した3から5者の中から技術的に最適な者を特定する方式。

第3 公募型プロポーザル方式

1 参加表明書の提出

- (1) 契約担当官等は、技術提案書の提出者を選定するため、参加表明書の提出を求めるものとする。
- (2) 参加表明書の提出期限は、原則として、第4項第1号の説明書の交付を開始した日の翌日から起算して10日以上とするものとする。

2 参加表明書の内容

契約担当官等は、参加表明書の提出を求める場合には、当該業務の特性に応じて、次に掲げる事項の中から必要と判断したものを記載させるものとする。

- (1) 企業の経験及び能力
- (2) 配置予定管理技術者の経験及び能力
- (3) 業務実施体制
- (4) 配置予定担当技術者の経験
- (5) その他契約担当官等が必要と認める事項

3 手続開始の公示

- (1) 契約担当官等は、参加表明書の提出を求める場合には、官報、庁舎内での掲示及びホームページへの掲載により、次に掲げる事項を公示するものとする。また、取り消し又は変更が生じた場合も同様とする。ただし、安全保障に係る建設工事等の一般競争入札等の実施について（防整施第9671号。30. 6. 15）に

定める安全保障上重大な利益の保護のために必要と認める措置に該当する技術業務（以下「安全保障業務」という。）、公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について（防経工第296号。6. 1. 21）の規定により新たなガット政府調達協定における我が国のオファーで除外されている定型的な単純業務が単独で発注されている場合に該当する業務（以下「除外業務」という。）又は1件につき予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額（以下「基準額」という。）に満たない技術業務（以下「基準額未満業務」という。）にあつては、官報への掲載を行わないこととする。

ア 品目分類番号

イ 業務の名称、業務内容及び履行期限

ウ 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準

エ 技術提案書を特定するための評価基準

オ 担当部局

カ 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

キ 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ク 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ケ 手続において使用する言語及び通貨

コ 契約書作成の要否

サ 関連情報を入手するための照会窓口

シ その他契約担当官等が必要と認める事項

ただし、安全保障業務、除外業務又は基準額未満業務にあつては、アの記載は行わない。

- (2) 前号の公示において、次に掲げる事項を英語により併記するものとする。ただし、安全保障業務、除外業務又は基準額未満業務にあつては、英語による併記は行わない。

ア 品目分類番号

イ 業務の名称

ウ 参加表明書の提出期限及び技術提案書の提出期限

エ 説明書を入手するための照会窓口

- (3) 第1号の公示を官報に掲載する場合は、官報に掲載しようとする日の前日から起算して8日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）前までに、独立行政法人国立印刷局に官報掲載の依頼を行うものとする。

- (4) 第1号ウの技術提案書の提出者を選定するための基準については、付紙第1による。

- (5) 第1号エの技術提案書を特定するための評価基準については、付紙第2による。

4 説明書の交付

- (1) 前項第1号の公示後速やかに、次号に掲げる事項を記載した説明書の交付を開

始するものとし、技術提案書の提出期限の日の前日まで交付するものとする。

- (2) 説明書には、前項第1号に掲げる事項（ア及びカを除く。）及び次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 業務の詳細な説明

イ 参加表明書及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項

ウ 技術提案書に記載する業務実施に当たって特に重要となるテーマ（原則として、2テーマとする。）

エ 説明書に対する質問の提出期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

オ 支払条件

カ その他契約担当官等が必要と認める事項

- (3) 前号に掲げるもののほか、説明書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

ア 同種又は類似業務の実績及び経験の確認を行うに当たり、効力を有する政府調達に関する協定（以下「WTO政府調達協定」という。）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が解放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する者にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績及び経験をもつて行うものとする。ただし、安全保障業務にあつては記載しない。

イ 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできないものとする。

ウ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。

エ 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

オ 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがあるものとする。

カ 提出された参加表明書は返却しない。また、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定、入札・契約に関する統計的分析及び入札・契約の透明性を確保するための検証以外に提出者に無断で使用しないものとする。

キ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定、入札・契約に関する統計的分析及び入札・契約の透明性を確保するための検証以外に提出者に無断で使用しない。特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

ク 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え又は再提出は認めない。また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。ただし、病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの契約担当官

等の承認を得るものとする。

- (4) 説明書には、別冊として、別紙様式、手続開始の公示の写し、契約書（案）、見積心得書、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。

5 技術提案書の提出者の選定

- (1) 契約担当官等は、第3項第1号の公示及び第4項第1号の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格について、参加表明書の審査を行い、技術提案書の提出者として選定又は非選定とした旨の通知を行うものとする。また、契約担当官等が技術提案書の提出者を選抜する必要があると認めた場合は、第3項第1号の公示及び第4項第1号の説明書において明示した技術提案書の提出者を選抜するための評価基準に基づき、参加表明書を提出した者の審査を行い、参加表明書を提出した者の中から技術提案書の提出者を3から5者程度選抜し、技術提案書の提出者として選定又は非選定とした旨の通知を行うものとする。
- (2) 契約担当官等は、技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選抜するための評価基準の決定並びに参加表明書を提出した者の審査に当たっては、競争参加資格・指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経るものとする。
- (3) 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選抜するための評価基準は、第2項に掲げる事項により定めるものとする。

6 非選定理由の説明

- (1) 契約担当官等は、参加表明書を提出した者のうち技術提案書の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を電子入札システム又は書面により通知するものとする。
- (2) 前号の通知を受けた者は、通知された日の翌日から起算して7日（安全保障業務、除外業務又は基準額未満業務にあつては5日）（行政機関の休日を除く。）以内に、電子入札システム又は書面により、契約担当官等に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。
- (3) 契約担当官等は、非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（安全保障業務、除外業務又は基準額未満業務にあつては5日）以内に、電子入札システム又は書面により回答するものとする。
- (4) 前各号に掲げる事項については、第4項第1号の説明書において明らかにするとともに第2号に掲げる事項については、第1号の通知において明らかにするものとする。
- (5) 第1号の通知は、前項第1号の通知と同時に行うとともに、非選定理由については、第3項第1号の公示及び第4項第1号の説明書において明示した技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選抜するための評価基準の各項目のいずれの観点から選定しなかったかを明らかにするものとする。
- (6) 契約担当官等は、第3号の回答内容を審査委員会に報告するものとする。

7 説明書に対する質問及び回答

- (1) 説明書に対する質問は、電子入札システム又は書面（様式は自由とする。）に

より行わせるものとする。

- (2) 質問書の提出は、原則として、説明書の交付を開始した日の翌日以降、技術提案書の提出期限の前日から起算して8日前までとする。
- (3) 質問書の提出場所は電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とする。
- (4) 質問に対する回答は、原則として、質問書の提出日の翌日から起算して5日以内に、電子入札システム又は書面により行うものとし、書面により回答を行った場合は、速やかに当該契約担当部署で閲覧に供すること。なお、閲覧は技術提案書の提出期限日に終了するものとする。なお、必要に応じて、回答書を参加表明者等に配布することを妨げない。
- (5) 前各号に掲げる事項を説明書において明らかにするものとする。

8 技術提案書の特定

- (1) 技術提案書の提出までの期間は、公示日の翌日から起算して、原則として、40日間以上とする。ただし、第5項第1号に規定する選抜を行う場合は、同号に基づく通知を行った日の翌日を起算日とする。なお、安全保障業務、除外業務又は基準額未滿業務にあっては、参加表明書提出者が技術提案書を作成可能と認められる日数まで期間を短縮してもよいが、その場合であっても15日間以上は確保すること。
- (2) 契約担当官等は、提出された技術提案書について、第3項第1号エの技術提案書を特定するための評価基準に基づき、審査委員会の審議を経て、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。
- (3) 契約担当官等は、前号により特定した技術提案書の提出者に対して、速やかに技術提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

9 非特定理由の説明

- (1) 契約担当官等は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を電子入札システム又は書面により通知するものとする。
- (2) 前号の通知を受けた者は、通知された日の翌日から起算して7日（安全保障業務、除外業務又は基準額未滿業務にあっては5日）（行政機関の休日を除く。）以内に、電子入札システム又は書面により、契約担当官等に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。
- (3) 契約担当官等は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（安全保障業務、除外業務又は基準額未滿業務にあっては5日）以内に、電子入札システム又は書面により、回答するものとする。
- (4) 前各号に掲げる事項については、第4項第1号の説明書において明らかにするとともに、第2号に掲げる事項については、第1号の通知において明らかにするものとする。
- (5) 第1号の通知は、前項第3号の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、第3項第1号エの技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。

(6) 契約担当官等は、第3号の回答内容を審査委員会に報告するものとする。

1 0 実施手順及び標準的日数

実施手順及び標準的日数については、付図第1から付図第4までを参考とするものとする。

1 1 契約相手方の公示

(1) 契約担当官等は、第3項第1号の公示を官報掲載した案件において契約の相手方を決定したときは、特例政令第14条の規定に基づき、その日の翌日から起算して72日以内に官報に公示するものとする。

(2) 契約担当官等は、官報に掲載しようとする日の前日から起算して8日（行政機関の休日を除く。）前までに、独立行政法人国立印刷局に官報掲載の依頼を行うものとする。

1 2 その他

防衛省所管契約事務取扱細則第10条に基づく級別の格付を受けていない者にあつては、第1項第1号の参加表明書を提出することはできるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、第8項第3号に基づく特定した旨の通知を行う時点において、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならないものとし、その旨を第3項第1号の公示及び第4項第1号の説明書において明らかにするものとする。

第4 標準プロポーザル方式

1 技術提案書の提出者の選定

(1) 契約担当官等は、審査委員会の審議を経て、技術提案書の提出を求める者を選定し、技術提案書の提出者として選定した旨の通知を行うものとする。

(2) 前号の技術提案書の提出を求める者の選定に当たっては、原則として、訓令第10条に基づく級別の格付を受け、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。）に競争参加を希望している者の中から、業務実績及び技術者の経験等を勘案し、当該業務に十分な履行能力を有すると認められる者を、3から5者程度選定するものとする。

(3) 第1号の通知は、技術提案書提出要請書により行うものとする。

2 技術提案書提出要請書の内容

(1) 技術提案書提出要請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 業務の名称、業務内容及び履行期限

イ 業務の詳細な説明

ウ 技術提案書を特定するための評価基準

エ 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

オ 技術提案書に記載する業務実施に当たって特に重要となるテーマ（原則として、2テーマとする。）

カ 技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

キ 技術提案書提出要請書に対する質問の提出期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

- ク 手続において使用する言語及び通貨
- ケ 契約書作成の要否
- コ 関連情報を入手するための照会窓口
- サ 支払条件
- シ その他契約担当官等が必要と認める事項

(2) 前号に掲げるもののほか、技術提案書提出要請書において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

ア 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできないものとする。

イ 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

ウ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがあるものとする。

エ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定、入札・契約に関する統計的分析及び入札・契約の透明性を確保するための検証以外に提出者に無断で使用しない。特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

オ 提出期限以降における技術提案書の差し替え又は再提出は認めない。また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。ただし、病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの契約担当官等の承認を得るものとする。

(3) 技術提案書提出要請書には、別冊として、別紙様式、契約書（案）、見積心得書、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。

(4) 第1号ウの技術提案書を特定するための評価基準については、付紙第4による。

3 技術提案書の内容

契約担当官等は、技術提案書の提出を求める場合には、当該業務の特性に応じて、次に掲げる事項を記載させるものとする。

- (1) 配置予定管理技術者の経験及び能力
- (2) 業務実施体制
- (3) 配置予定担当技術者の経験
- (4) 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他
- (5) 特定テーマに対する技術提案
- (6) その他契約担当官等が必要と認める事項

4 技術提案書提出要請書に対する質問及び回答

(1) 技術提案書提出要請書に対する質問は、電子入札システム又は書面（様式は自由とする。）により行うものとする。

(2) 技術提案書提出要請書の提出は、原則として、技術提案書提出要請書を送付し

た日の翌日以降、技術提案書の提出期限の前日から起算して8日前までとする。

- (3) 質問書の提出場所は電子入札システムサーバ又は当該契約担当部署とする。
- (4) 質問に対する回答は、原則として、質問書の提出日の翌日から起算して5日以内に、電子入札システム又は書面により行うものとし、書面により回答を行った場合は、速やかに当該契約担当部署で閲覧に供すること。なお、閲覧は技術提案書の提出期限日に終了するものとする。なお、必要に応じて、回答書を選定者等に配布することを妨げない。
- (5) 前各号に掲げる事項を技術提案書提出要請書において明らかにするものとする。

5 技術提案書の特定

- (1) 契約担当官等は、提出された技術提案書について、第2項第1号ウの技術提案書を特定するための評価基準に基づき、審査委員会の審議を経て、当該業務について技術的に最適なものを特定するものとする。
- (2) 契約担当官等は、前号により特定した技術提案書の提出者に対して、速やかに技術提案書を特定した旨の通知を行うものとする。

6 非特定理由の説明

- (1) 契約担当官等は、技術提案書を提出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対して、技術提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を電子入札システム又は書面により通知するものとする。
- (2) 前号の通知を受けた者は、通知された日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、電子入札システム又は書面により、契約担当官等に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。
- (3) 契約担当官等は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、電子入札システム又は書面により回答するものとする。
- (4) 前各号に掲げる事項については、技術提案書提出要請書において明らかにするとともに、第2号に掲げる事項については、第1号の通知において明らかにするものとする。
- (5) 第1号の通知は、前項第2号の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、第2項第1号ウの技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにするものとする。
- (6) 契約担当官等は、第3号の回答内容を審査委員会に報告するものとする。

7 実施手順及び標準的日数

実施手順及び標準的日数については、付図第5を参考とするものとする。

第5 契約締結後の評価点の公表

契約担当官等は、プロポーザル方式を適用した業務における、技術提案書を特定するまでの過程について、属紙により、建設工事に係る技術業務の発注情報等の公表について（防整施第6938号。28. 3. 31）別紙様式第8とともに公表するものとする。

なお、入札及び契約の過程等に係る情報は、その取扱いによっては入札等の公正を害すべき行為に該当するおそれがあることを踏まえ、公表時期が到来するまでは、事業者等に限らず、業務上取り扱う必要のある発注担当職員以外の職員に対しても教示若しくは教唆をすることのないよう適切に管理すべきことに留意するものとする。

第6 学識経験者への意見聴取

技術的に高度な専門性を有する内容が含まれる等の業務の場合には、必要に応じて特定テーマの設定及び特定の際に、学識経験者から意見を聴取するものとする。

第7 評価内容の担保

- 1 契約担当官等は、特定された技術提案書の内容が確実に履行されるために、当該業務の仕様書に当該技術提案書の内容を確実に履行する旨記載するものとする。
- 2 仕様書に記載された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行うものとする。

第8 業務成績評定の減点

業務成績評定の減点は、技術業務委託の受注者の業務成績評定について（防整技第7185号。28. 3. 31）の別紙様式第1「業務執行に係る過失に伴う減点」又は別紙様式第2「業務履行中に生じた事由による減点」として措置するものとし、最大減点数は「10点」とする。減点数の算定方法は下表のとおりとする。

評価項目	特定時の評価点 (A)	完了後の再評価点 (B)	(A－B)
若手技術者の活用	2	1	1
女性技術者の配置	1	1	0
業務の実施方針・業務 フロー・工程計画・そ の他	17	10	7
特定テーマに対する技 術提案	12	8	4
計	32	20	12

不履行率 (C) = { (A - B) の合計 ÷ (A) の合計 } = 12/32	0.375 (有効数値少数 点 3 桁)
減点数 = 10 × (C) = 3.75 ÷ 3 (少数点以下切り捨て)	3

第 9 苦情申立て

- 1 契約担当官等は、本実施細則に基づく手続に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 7 年 1 2 月 1 4 日付け政府調達苦情処理推進会議決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申立てることができる旨、説明書において明らかにするものとする。
- 2 契約担当官等は、説明書及び技術提案書提出要請書並びに第 3 第 6 項第 3 号、第 3 第 9 項第 3 号及び第 4 第 6 項第 3 号の回答において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
 - (1) 契約担当官等からの非選定理由又は非特定理由の説明に不服がある者は、第 3 第 6 項第 3 号、第 3 第 9 項第 3 号又は第 4 第 6 項第 3 号の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、苦情の申立てを行うことができる旨及び苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う旨。
 - (2) 苦情申立てについての受付窓口及び受付時間。
 - (3) 苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先。
- 3 第 1 項は基準額を超える業務について適用し、前項は除外業務又は基準額未満業務について適用する。

第 10 技術提案等評価結果の整理及び保存

技術提案等評価の審査において、付表第 2 から付表第 5 までにより評価結果を整理するものとし、作成した文書については、防衛省行政文書管理規則（平成 23 年防衛省訓令第 15 号）に基づき、作成した課において保存するものとする。

第 11 その他

- 1 業務成績の評定点が 65 点未満のものについては同種及び類似業務の実績としては認めないものとする。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の業務とみなすものとする。
- 2 契約担当官等は、技術提案書を提出する者が、当該業務について、他の者又は学識経験者等の技術協力を受けて実施する場合には、技術提案書にその旨を明記させるものとする。

公募型プロポーザル方式における技術提案書の提出者に要求される資格及び
技術提案書の提出者を選定するための基準

- 1 技術提案書の提出者に要求される資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準
技術提案書の提出者に要求される以下の資格要件を満たしていること。
 - ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 防衛省における平成〇・〇年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「〇〇業務」に係る「〇」の格付を受け、〇〇防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
 - ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
 - エ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、〇〇防衛局長【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - オ 同種又は類似業務の実績
 - カ 競争に参加しようとする者の間に、建設工事との発注に係る建設業者等の選定方法等について（防整施第3754号。令和2年3月17日）別紙の1入札の適正さが阻害されると認められる基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第5条第2項の規定に抵触するものではない。
 - キ 〇〇〇〇【当該発注機関を記載する。】が発注した業務のうち、平成〇年度及び令和〇年度【当該年度を含まない過去2年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、業務成績評価点合計の平均が65点以上であること。
 - ク 配置予定管理技術者は、公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。
 - ケ 配置予定管理技術者の資格
 - コ 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験
 - サ 配置予定管理技術者の公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が4億円未満かつ10件未満であること。

ただし、公示日現在の手持ち業務に〇〇〇〇【当該発注機関を記載する。】と契約

した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

【業務内容に応じて記載する。】

シ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

ス 業務実施体制の妥当性

業務の分担について、以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。

- ① 再委託の内容が、主たる部分の場合
- ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
- ③ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

その他、契約担当官等が選定に必要と認める条件があれば記載すること。

2 技術提案書の提出者を選抜するための評価基準

競争参加者が多数見込まれる場合は、下記の評価基準に基づき上位3～5者を選抜し、技術提案の提出者として選定する。ただし、評価の合計点が同点である者が複数となった場合には、5者を超えて選定する場合がある。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
業務実績	業務実績	元請けとして平成○年４月１日から手続開始の公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に、完了又は引渡し完了した同種又は類似業務実績を下記のとおり評価する。 ① 同種業務の実績 ② 類似業務の実績	① 15 ② 5
	地域業務実績	元請けとして平成○年４月１日から手続開始の公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の実績を評価する。 以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務実績 ② ○○県内の同種又は類似業務実績 ③ 実績なし	① 5 ② 2 ③ 0

		【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】		
企業の実績及び能力	業務成績	当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成○年4月1日から手続開始の公示日までに完了・引渡し完了した業務）の業務成績評定点を下記の①から⑩のとおりに評価し、最大5件分の各々における評価を合計 ※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。 ※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。 ※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。 ① 当該発注者が発注した業務で80点以上 ② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満 ③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満 ④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上 ⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満 ⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満 ⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上 ⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満 ⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上 ⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】	① 6 ② 4 ③ 2 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 4 ⑧ 2 ⑨ 3 ⑩ 1 (最大30)	

成績・表彰		当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から２年間（平成○年４月１日から手続開始の公示日までに完了・引渡し完了した業務）の業務成績評定点に、当該発注者が発注した業務で６５点未満がある場合 ※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。 ※ 設備の３職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】	１件あたり－１０
	優秀業務顕彰等	当該年度及び前年度から２年間（平成○年４月１日から手続開始の公示日まで）の優秀業務顕彰等の実績を下記の①から⑨のとおり評価し、最大３件分の各々における評価を合計 ※ 競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしてもよい（例：最大５件まで評価、①から⑨までの各項目で最大３件まで評価、等）。 ① 大臣官房施設監の特別優秀業務顕彰 ② 当該地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和２年度以降の受賞は評価しない） ③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務顕彰 ④ 他地方防衛局長の優秀業務感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和２年度以降の受賞は評価しない） ⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務顕彰 ⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等顕彰 ⑦ インフラメンテナンス大賞（防衛大臣賞） ⑧ インフラメンテナンス大賞（防衛省特別賞） ⑨ インフラメンテナンス大賞（防衛省優秀賞） 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】	① ５ ② ４ ③ ４ ④ ２ ⑤ ２ ⑥ １ ⑦ ４ ⑧ ３ ⑨ ２ （最大１０）
	小 計		最大 60

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
	業務経験	平成○年４月１日から手続開始の公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡ししが完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験	① 15 ② 5
	地域業務経験	平成○年４月１日から手続開始の公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡ししが完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【配点は５点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】	① 5 ② 2 ③ 0
		当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から２年間（平成○年４月１日から手続開始の公示日までに完了・引渡ししが完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評定点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大５件分の各々における評価を合計 ※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。 ※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。 ※ 設備の３職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。 ① 当該発注者が発注した業務で80点以上 ② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満 ③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満 ④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上	① 6 ② 4 ③ 2 ④ 5 ⑤ 3 ⑥ 1 ⑦ 4 ⑧ 2 ⑨ 3 ⑩ 1 (最大30)

配置 予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	業 務 成 績 成 績 ・ 表 彰	⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満 ⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満 ⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上 ⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満 ⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上 ⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】	
		当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成○年4月1日から手続開始の公示日までに完了・引渡ししが完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評定点で、当該発注者が発注した業務で65点未満がある場合 ※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。 ※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】	1件あたり－10
		当該年度及び前年度から2年間（平成○年4月1日から手続開始の公示日まで）の優秀業務技術者顕彰等の実績を下記の①から⑥のとおり評価し、最大3件分の各々における評価を合計 ※ 競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしてもよい（例：最大5件まで評価、①から⑥までの各項目で最大3件まで評価、等）。 ① 大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰 ② 当該地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない） ③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰 ④ 他地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない）	① 5 ② 4 ③ 4 ④ 2 ⑤ 2 ⑥ 1 （最大10）

		⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰			
		⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等技術者顕彰			
		【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】			
資格要件	技術者資格	建築	・ 1 級建築士	5	
			・ その他	0	
		土木	・ 技術士	5	
			・ 博士		
			・ RCCM	3	
			・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級）		
			・ その他	0	
			電気設備	・ 建築設備士	5
				・ 1 級建築士	
				・ 技術士	
		・ RCCM		3	
			・ 1 級電気工事施工管理技士	1	
			・ その他	0	
			機械設備	・ 建築設備士	5
		・ 1 級建築士			
		・ 技術士			
		・ RCCM		3	
			・ 1 級管工事施工管理技士	1	
			・ その他	0	
			通信設備	・ 建築設備士	5
・ 1 級建築士					
・ 技術士					
・ RCCM	3				
	・ 1 級電気通信工事施工管理技士	1			
	・ その他	0			
	【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。資格を重複して評価は行なわない。】				
小 計				最大 65	

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
配置予定担当技術者の経験	業務経験	平成○年4月1日から手続開始の公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験 ③ 経験なし	① 5 ② 2 ③ 0 【各職種最大5】
		平成○年4月1日から手続開始の公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】	① 5 ② 2 ③ 0 【各職種最大5】
	地域業務経験		
	【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】		
小 計			最大 10

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
ワークライフ	・女性活躍推進法に基づく認定 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）をいう。） ・次世代法に基づく認定 （次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）		1

そ の 他	バ ラ ン ス	・若者雇用促進法に基づく認定 (青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 いずれか一つの認定を受けていれば評価する。	
	若 手 技 術 者 の 活 用	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 40歳以下の技術者を管理技術者として配置 ② 35歳以下の技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。	① 2 ② 1 (最大2)
	女 性 技 術 者 の 配 置	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 女性技術者を管理技術者として配置 ② 女性技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。 ※ 35歳以下の女性技術者を担当技術者として配置予定の場合は、若手技術者の活用で1点、女性技術者の配置で1点とそれぞれで評価する。	① 2 ② 1 (最大2)
	事 故 及 び 不 誠 実 な 行 為	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ(原則として過去6月の当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等) ① 指名停止期間(累積): 6月以上 ② 指名停止期間(累積): 3月以上6月未満 ③ 指名停止期間(累積): 3月未満 ④ 書面注意(警告) ⑤ 口頭注意 ※ 手続開始の公示日からさかのぼること6月以内に指名停止期間、④又は⑤がある場合をいう。ただし、手続開始の公示日から選定通知書通知日の前日までに④又は⑤の措置を受けた場合も含む。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「-1点」を加える。 【安全保障業務、除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】	① -5 ② -4 ③ -3 ④ -2 ⑤ -1
	小 計		最大 5

必要に応じて選択する。

注 外国資格を有する技術者（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が解放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当の認定を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にあっては、参加表明書を提出することはできるが、参加表明書を提出する時点において、当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該者が選定されるためには、選定通知の日までに認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は令和○年○月○日を予定する。

技術提案書の提出者として選定した者には、選定通知書をもって通知する。

公募型プロポーザル方式における技術提案書を特定するための評価基準

1 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準及び評価のウェイトは、以下のとおりである。

なお、評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」は、提出された書面により評価を行った上で、ヒアリング又は書面による質疑応答の内容を踏まえた評価を行う。また、評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」又は「特定テーマに対する技術提案」における評価点において、評価の着目点のいずれかにおいて0点の項目がある場合は特定しない。

配置予定管理技術者へのヒアリングを推奨するが、やむを得ない事情によりヒアリングを行うことができない場合は、「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」に対して書面による質疑応答を行うことにより替えることができるものとする。さらにやむを得ない事情により書面による質疑応答も行えない場合は、「配置予定管理技術者の経験及び能力」を評価することにより替えることができるものとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
	業務経験	平成○年4月1日から手続開始の公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡ししが完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験	① 1.5 ② 5

業務経験	地域業務経験	平成○年4月1日から手続開始の公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務経験 ① 5 ② ○○県内の同種又は類似業務経験 ② 2 ③ 経験なし ③ 0 【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】	
	業務成績	当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成○年4月1日から手続開始の公示日までに完了・引渡し完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評定点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大5件の各々における評価を合計 ※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。 ※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。 ※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。 ① 当該発注者が発注した業務で80点以上 ① 6 ② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満 ② 4 ③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満 ③ 2 ④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上 ④ 5 ⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満 ⑤ 3 ⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満 ⑥ 1 ⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上 ⑦ 4 ⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満 ⑧ 2 ⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上 ⑨ 3 ⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満 ⑩ 1 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】	(最大30)

置 予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	成 績 ・ 表 彰	当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成○年4月1日から手続開始の公示日までに完了・引渡し完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評定点で、当該発注者が発注した業務で65点未満がある場合 ※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。 ※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】	1件あたり10
	優 秀 業 務 技 術 者 頭 彰 等	当該年度及び前年度から2年間（平成○年4月1日から手続開始の公示日まで）の優秀業務技術者頭彰等の実績を下記の①から⑥のとおり評価し、最大3件分の各々における評価を合計 ※ 競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしてもよい（例：最大5件まで評価、①から⑥までの各項目で最大3件まで評価、等）。 ① 大臣官房施設監の特別優秀業務技術者頭彰 ② 当該地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない） ③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務技術者頭彰 ④ 他地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない） ⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務技術者頭彰 ⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等技術者頭彰 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】	① 5 ② 4 ③ 4 ④ 2 ⑤ 2 ⑥ 1 （最大10）

資格要件	技術者資格	建築	・ 1 級建築士	5
			・ その他	0
		土木	・ 技術士	5
			・ 博士	
			・ RCCM	3
			・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級）	
		・ その他	0	
		電気設備	・ 建築設備士	5
			・ 1 級建築士	
			・ 技術士	
			・ RCCM	3
			・ 1 級電気工事施工管理技士	1
		・ その他	0	
		機械設備	・ 建築設備士	5
			・ 1 級建築士	
			・ 技術士	
			・ RCCM	3
			・ 1 級管工事施工管理技士	1
		・ その他	0	
		通信設備	・ 建築設備士	5
			・ 1 級建築士	
			・ 技術士	
			・ RCCM	3
・ 1 級電気通信工事施工管理技士	1			
・ その他	0			
【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。 資格を重複して評価は行わない。】				
小 計				最大 65

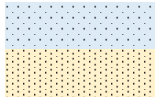
評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
配置予定担当技術者の経験	業務経験	平成○年4月1日から手続開始の公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験 ③ 経験なし	① 5 ② 2 ③ 0 【各職種最大5】
	地域業務経験	平成○年4月1日から手続開始の公示日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】 【除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価することができるものとする。】	① 5 ② 2 ③ 0 【各職種最大5】
	【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】		
小 計			最大 10

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
		判断基準	
その他	ワーク・ライフ・バランス	・女性活躍推進法に基づく認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）をいう。） ・次世代法に基づく認定（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。） ・若者雇用促進法に基づく認定（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。） いずれか一つの認定を受けていれば評価する。	1
	若手技術者の活用	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 40歳以下の技術者を管理技術者として配置 ② 35歳以下の技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。	① 2 ② 1 （最大2）
	女性技術者の配置	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 女性技術者を管理技術者として配置 ② 女性技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。 ※ 35歳以下の女性技術者を担当技術者として配置予定の場合は、若手技術者の活用で1点、女性技術者の配置で1点とそれぞれで評価する。	① 2 ② 1 （最大2）

事故及び不誠実な行為	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（原則として過去6月の当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等）	①	- 5
	① 指名停止期間（累積）：6 月以上	②	- 4
	② 指名停止期間（累積）：3 月以上 6 月未満	③	- 3
	③ 指名停止期間（累積）：3 月未満	④	- 2
	④ 書面注意（警告）	⑤	- 1
	⑤ 口頭注意		
※ 手続開始の公示日からさかのぼること6月以内に指名停止期間、④又は⑤がある場合をいう。ただし、手続開始の公示日から選定通知書通知日の前日までに④又は⑤の措置を受けた場合も含む。			
※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「－1点」を加える。			
【安全保障業務、除外業務及び基準額未満業務の場合にのみ評価するものとする。】			
小 計			最大 5

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
		判断基準	
□ 業務・の実程施工計画・その他	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10

特定テーマに対する技術提案	※全体	整合性	特定テーマ間の整合性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			実現性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
	特定テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	10
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	5
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	5
		実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	10
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	10
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	5
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	5
		独創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優位に評価する。	5
			周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合は優位に評価する。	5
			複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位に評価する。	5
			新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。	5
	※特定テーマ2		的確性、実現性、独創性について上記を準用する。	
注：「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」については、評価のウエイトが10点の場合は「10点、8点、6点、4点、0点」の5段階で評価を行う（5点の場合は「5点、4点、3点、2点、0点」の5段階で評価を行う。）。				
小 計				最大 230



管理技術者のヒアリング等を行わない場合に限り評価する。
必要に応じて選択する。

※ 特定テーマを1つに設定した場合は選択しない。

- (2) 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを一者特定する。技術提案書を特定した者には、電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式の場合は書面をもって、契約担当官等から通知する。
- (3) 評価の合計点が最上位である者が二者以上あるときは、当該者のうち以下の順で各項目の評価点が最も高い者を特定する。
 - ア 特定テーマに対する技術提案についての評価点の高い者
 - イ アが同点の場合、業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他についての評価点の高い者
 - ウ イが同点の場合、技術提案書を総合的に評価し、技術的優位性のある者

技術提案書評価要領

1 技術提案書の評価方法について

(1) 技術提案書の評価等を行う職員数

技術提案書の評価及びヒアリングを行う職員（以下「評価者」という。）の数は、対象業務の技術的特性等を勘案の上、原則として、5 名以上の評価者で行うものとする。ただし、やむを得ない事情により 5 名以上での評価ができない場合は、3 名又は 4 名で評価を行うこともできるものとする。

(2) 技術提案書の評価等の手法

ア 評価結果の整理は、各評価項目の判断基準ごとに行い、評価者の評価のうち最上位者のものと最下位者のものを各 1 名除外し、3 名以上の評価点を平均して算出する（小数点第 3 位を切り捨てし小数点第 2 位とする。）。ただし、やむを得ない理由により、3 名又は 4 名で評価を行う場合は、評価点を平均して算出する（小数点第 3 位を切り捨てし小数点第 2 位とする。）。

イ 評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」又は「特定テーマに対する技術提案」における評価点において、評価の着目点のいずれかにおいて 0 点の項目がある場合は特定しない。

ウ 評価者は、各評価点の根拠となる所見を付すものとする。

2 技術提案書の評価の考え方

「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」は、提出された書面により評価を行った上で、ヒアリング又は書面による質疑応答の内容を踏まえた評価を行うものとする。

技術提案書の評価の考え方については、付表第 1 によるものとする。

標準プロポーザル方式における技術提案書を特定するための評価基準

1 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準及び評価のウェイトは、以下のとおりである。

なお、評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」は、提出された書面により評価を行った上で、ヒアリング又は書面による質疑応答の内容を踏まえた評価を行う。また、評価項目「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」又は「特定テーマに対する技術提案」における評価点において、評価の着目点のいずれかにおいて0点の項目がある場合は特定しない。

配置予定管理技術者へのヒアリングを推奨するが、やむを得ない事情によりヒアリングを行うことができない場合は、「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」に対して書面による質疑応答を行うことにより替えることができるものとする。さらにやむを得ない事情により書面による質疑応答も行えない場合は、「配置予定管理技術者の経験及び能力」を評価することにより替えることができるものとする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
	業務経験	平成○年4月1日から技術提案書提出要請書送付日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験	① 15 ② 5

配置 予定 管理 技術 者の 経験 及び 能力	業務 経験	平成○年4月1日から技術提案書提出要請書送付日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務経験 ① 5 ② ○○県内の同種又は類似業務経験 ② 2 ③ 経験なし ③ 0 【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】	
	地域 業務 経験	当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成○年4月1日から技術提案書提出要請書送付日までに完了・引渡しが完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評定点を下記の①から⑩のとおり評価し、最大5件分の各々における評価を合計 ※ 評価の対象は、国、特殊法人等及び地方公共団体発注の業務実績に限る。 ※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。 ※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。 ① 当該発注者が発注した業務で80点以上 ① 6 ② 当該発注者が発注した業務で75点以上80点未満 ② 4 ③ 当該発注者が発注した業務で70点以上75点未満 ③ 2 ④ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で80点以上 ④ 5 ⑤ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で75点以上80点未満 ⑤ 3 ⑥ 当該発注者以外の防衛省発注機関が発注した業務で70点以上75点未満 ⑥ 1 ⑦ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で80点以上 ⑦ 4 ⑧ 国及び特殊法人等の発注機関が発注した業務で75点以上80点未満 ⑧ 2 ⑨ 地方公共団体が発注した業務で80点以上 ⑨ 3 ⑩ 地方公共団体が発注した業務で75点以上80点未満 ⑩ 1 (最大30)	

績・表彰		当該業務と同一業種業務で当該年度及び前年度から2年間（平成○年4月1日から技術提案書提出要請書送付日までに完了・引渡しが完了した業務）に管理技術者として従事した業務の成績評定点で、当該発注者が発注した業務で65点未満がある場合 ※ 同一業種ではあるが、設計業務と施工監理業務は別業種として扱う（例：当該業務が建築設計の場合は、建築施工監理業務の実績は評価対象としない。）。 ※ 設備の3職種は全て同一業種として扱う（例：当該業務が機械設計の場合は、電気設計・通信設計の実績も評価対象とする。）。	1件あたりー10
	優秀業務技術者顕彰等	当該年度及び前年度から2年間（平成○年4月1日から技術提案書提出要請書送付日まで）の優秀業務技術者顕彰等の実績を下記の①から⑥のとおり評価し、最大3件分の各々における評価を合計 ※ 競争性確保の観点から評価件数を限定しているが、実情に応じて評価件数を増やしてもよい（例：最大5件まで評価、①から⑥までの各項目で最大3件まで評価、等）。 ① 大臣官房施設監の特別優秀業務技術者顕彰 ② 当該地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない） ③ 当該地方防衛局調達部長又は当該地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰 ④ 他地方防衛局長の優秀業務技術者感謝状の贈与（令和元年度受賞分まで有効。令和2年度以降の受賞は評価しない） ⑤ 他地方防衛局調達部長又は他地方防衛支局長の優秀業務技術者顕彰 ⑥ 国、特殊法人等又は地方公共団体の優秀業務等技術者顕彰	① 5 ② 4 ③ 4 ④ 2 ⑤ 2 ⑥ 1 (最大10)
配置予定管			

理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資 格 要 件	技 術 者 資 格	建 築	・ 1 級建築士	5			
				・ その他	0			
			土 木	・ 技術士 ・ 博士	5			
				・ RCCM ・ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級）	3			
				・ その他	0			
				電 気 設 備	・ 建築設備士 ・ 1 級建築士 ・ 技術士	5		
			・ RCCM		3			
			・ 1 級電気工事施工管理技士		1			
			・ その他		0			
			機 械 設 備		・ 建築設備士 ・ 1 級建築士 ・ 技術士	5		
				・ RCCM	3			
				・ 1 級管工事施工管理技士	1			
				・ その他	0			
				通 信 設 備	・ 建築設備士 ・ 1 級建築士 ・ 技術士	5		
			・ RCCM		3			
			・ 1 級電気通信工事施工管理技士		1			
			・ その他		0			
			【各職種の資格については仕様書に応じて適宜記載する。 資格を重複して評価は行わない。】					
			小　　計					最大 65

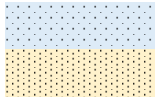
評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
	判断基準		
配置予定担当技術者の経験	業務経験	平成○年４月１日から技術提案書提出要請書送付日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡ししが完了した同種又は類似業務経験を下記のとおり評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 ① 同種業務の経験 ② 類似業務の経験 ③ 経験なし	① 5 ② 2 ③ 0 【各職種最大5】
	地域業務経験	平成○年４月１日から技術提案書提出要請書送付日まで【当該年度及び前年度から過去10年間を記載する。】に完了又は引渡ししが完了した同種又は類似業務の経験を評価する（原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。）。 以下は評価例である。 ① ○○市内の同種又は類似業務経験 ② ○○県内の同種又は類似業務経験 ③ 経験なし 【配点は5点とする。実情に応じて判断基準を作成すること。県名等は複数でも可とする。】	① 5 ② 2 ③ 0 【各職種最大5】
	【必要に応じて評価対象とする職種を選択する。一職種で複数の技術者を配置する場合は、評価の低い技術者を評価の対象とする。】		
小 計			最大 10

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
		判断基準	
その他	ワーク・ライフ・バランス	・女性活躍推進法に基づく認定 （女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）をいう。） ・次世代法に基づく認定 （次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 ・若者雇用促進法に基づく認定 （青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。 いずれか一つの認定を受けていれば評価する。	1
	若手技術者の活用	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 40歳以下の技術者を管理技術者として配置 ② 35歳以下の技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。	① 2 ② 1 （最大2）
	女性技術者の配置	以下の条件を満たす技術者を配置予定の場合は、それぞれ評価する。 ① 女性技術者を管理技術者として配置 ② 女性技術者を担当技術者として配置 ※ ①と②を重複して満たした場合でも、配点は2点とする。また、②の条件を満たす者を複数配置予定の場合でも、配点は1点とする。 ※ 35歳以下の女性技術者を担当技術者として配置予定の場合は、若手技術者の活用で1点、女性技術者の配置で1点とそれぞれで評価する。	① 2 ② 1 （最大2）

事故及び不誠実な行為	事故及び不誠実な行為に対するペナルティ（原則として過去6月の当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等での指名停止措置要領に基づく指名停止措置等） ① 指名停止期間（累積）：6月以上 ② 指名停止期間（累積）：3月以上6月未満 ③ 指名停止期間（累積）：3月未満 ④ 書面注意（警告） ⑤ 口頭注意 ※ 技術提案書提出要請書送付日からさかのぼること6月以内に指名停止期間、④又は⑤がある場合をいう。ただし、技術提案書提出要請書送付日から特定通知書通知日の前日までに④又は⑤の措置を受けた場合も含む。 ※ 違約金を請求した実績がある場合は、さらに「－1点」を加える。	① - 5 ② - 4 ③ - 3 ④ - 2 ⑤ - 1
	小 計	最大 5

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト（点）
		判断基準	
口 業務・の実程 務の工実 ・ の施 工 施 程 程 計 方 画 針 ・ そ 実 の 施 他 フ	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度が高い場合は優位に評価する。	10
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合は優位に評価する。	10
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に評価する。	10

特定テーマに対する技術提案	※全体	整合性	特定テーマ間の整合性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			実現性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価する。	10
	特定テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合は優位に評価する。	10
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合は優位に評価する。	10
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優位に評価する。	5
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優位に評価する。	5
		実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	10
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合は優位に評価する。	10
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優位に評価する。	5
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合は優位に評価する。	5
		独創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優位に評価する。	5
			周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合は優位に評価する。	5
			複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位に評価する。	5
			新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。	5
	※特定テーマ2		的確性、実現性、独創性について上記を準用する。	
注：「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマに対する技術提案」については、評価のウエイトが10点の場合は「10点、8点、6点、4点、0点」の5段階で評価を行う（5点の場合は「5点、4点、3点、2点、0点」の5段階で評価を行う。）。				
小 計				最大 230



管理技術者のヒアリング等を行わない場合に限り評価する。
必要に応じて選択する。

※ 特定テーマを1つに設定した場合は選択しない。

注 外国資格を有する技術者（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「WTO政府調達協定」という。）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が解放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当の認定を受けている必要がある。

なお、技術提案書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にあっては、技術提案書を提出することはできるが、技術提案書を提出する時点において、当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該者が特定されるためには、特定通知の日までに認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。特定通知の日は令和○年○月○日を予定する。

(2) 技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを一者特定する。技術提案書を特定した者には、電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式の場合は書面をもって、契約担当官等から通知する。

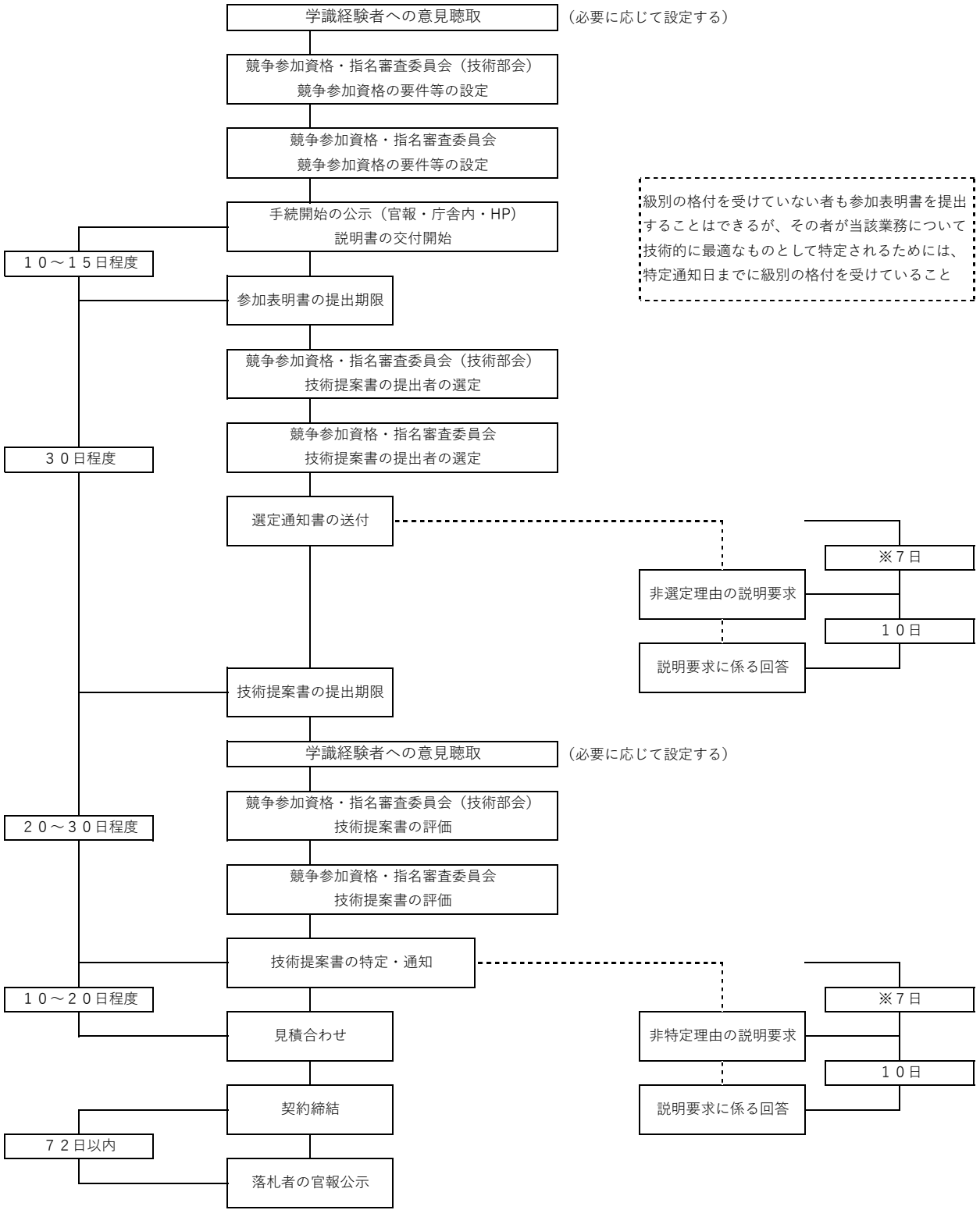
(3) 評価の合計点が最上位である者が二者以上あるときは、当該者のうち以下の順で各項目の評価点が最も高い一者を特定する。

ア 特定テーマに対する技術提案についての評価点の高い者

イ アが同点の場合、業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他についての評価点の高い者

ウ イが同点の場合、技術提案書を総合的に評価し、技術的優位性のある者

公募型プロポーザル方式の実施手順及び標準的日数（選抜無し・安全保障外業務・基準額以上）



注 1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く。

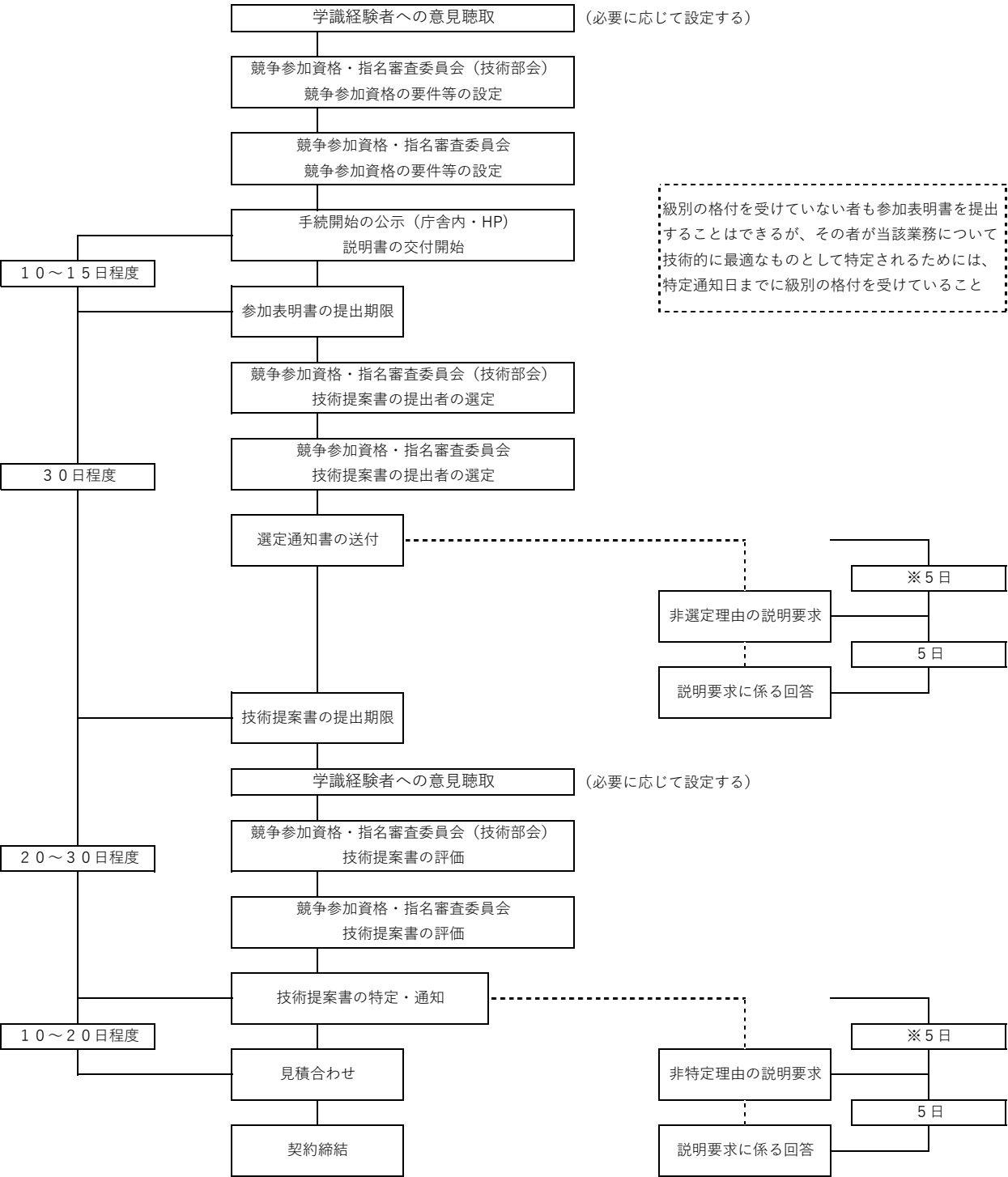
注 2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。

注 3：技術提案書の提出期限は、手続開始の公示を行った翌日から起算して 40 日以上後に設定すること。

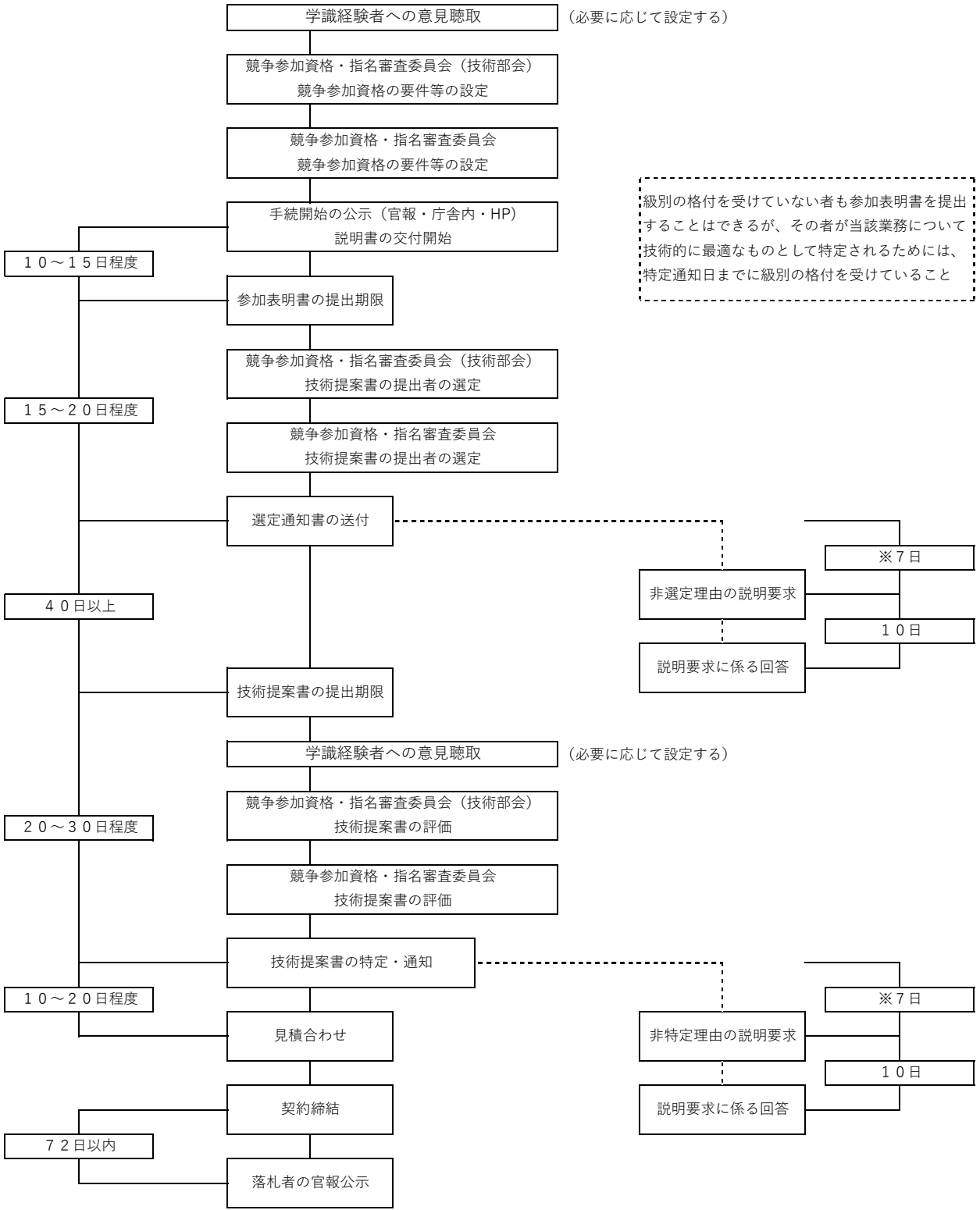
注 4：技術提案書の提出期限から技術提案書の特定・通知までの期間は、ヒアリングの日程も考慮に入れて設定すること。

注 5：技術提案書の特定・通知から見積合わせまでの期間に、予定価格作成のために特定した者からの参考見積を徴取する必要がある場合は、特定した者が参考見積を作成できる期間を考慮して設定すること。

公募型プロポーザル方式の実施手順及び標準的日数（選抜無し・安全保障業務、除外業務、基準額未満業務）

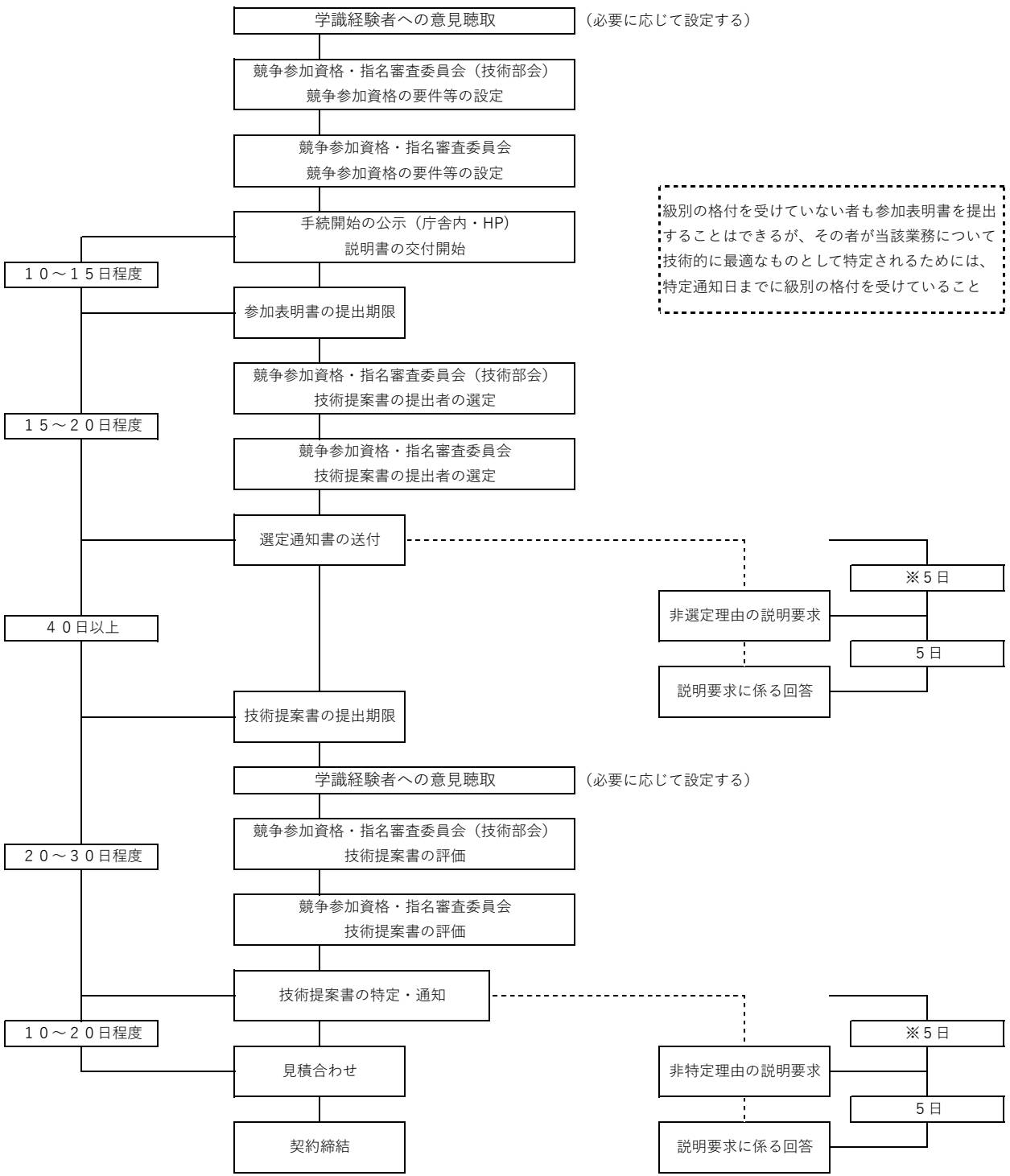


公募型プロポーザル方式の実施手順及び標準的日数（選抜有り・安全保障外業務・基準額以上）



注 1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く。
注 2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。
注 3：技術提案書の提出期限は、選定通知書の通知を行った翌日から起算して 40 日以上後に設定すること。
注 4：技術提案書の提出期限から技術提案書の特定・通知までの期間は、ヒアリングの日程も考慮に入れて設定すること。
注 5：技術提案書の特定・通知から見積合わせまでの期間に、予定価格作成のために特定した者からの参考見積を徴取する必要がある場合は、特定した者が参考見積を作成できる期間を考慮して設定すること。

公募型プロポーザル方式の実施手順及び標準的日数（選抜有り・安全保障業務、除外業務、基準額未満業務）



注1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

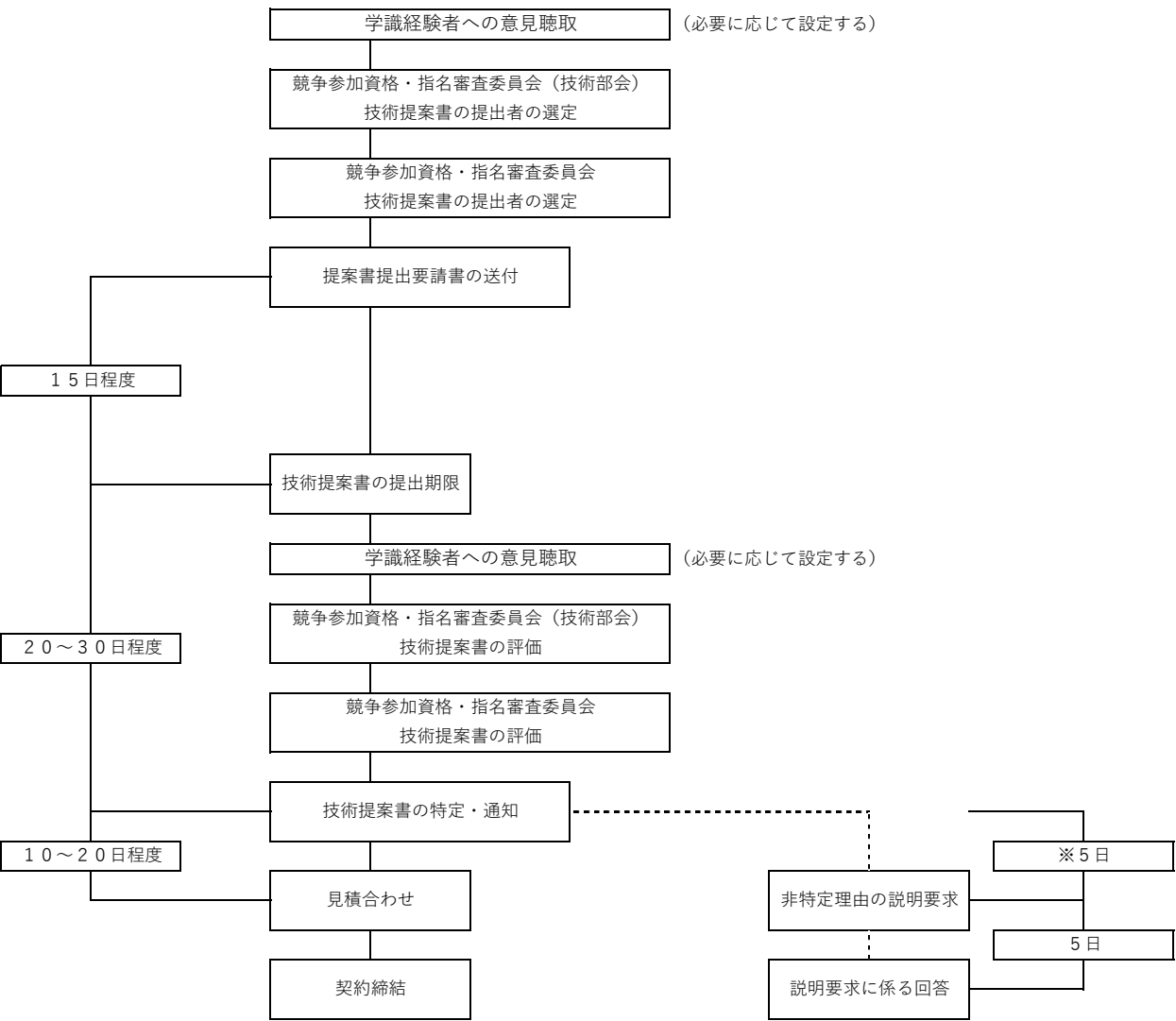
注2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。

注3：技術提案書の提出期限は、選定通知書の通知を行った翌日から起算して、原則として40日以上後に設定すること。ただし、参加表明書提出者が技術提案書を作成可能と認められる場合は、この期間を15日まで短縮することができる。

注4：技術提案書の提出期限から技術提案書の特定・通知までの期間は、ヒアリングの日程も考慮に入れて設定すること。

注5：技術提案書の特定・通知から見積合わせまでの期間に、予定価格作成のために特定した者からの参考見積を徴取する必要がある場合は、特定した者が参考見積を作成できる期間を考慮して設定すること。

標準プロポーザル方式の実施手順及び標準的日数



注 1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く。

注 2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。

注 3：技術提案書提出までの期間は 15 日程度としているが、緊急時の発注方式であることを踏まえ、参加表明書提出者が技術提案書を作成可能と認められる場合は、この期間をさらに短縮すること。

注 4：技術提案書の提出期限から技術提案書の特定・通知までの期間は、ヒアリングの日程も考慮に入れて設定すること。ただし、緊急時の発注方式であることを踏まえ、可能な限り短縮に努めること。

注 5：技術提案書の特定・通知から見積合わせまでの期間に、予定価格作成のために特定した者からの参考見積を徴取する必要がある場合は、特定した者が参考見積を作成できる期間を考慮して設定すること。ただし、緊急時の発注方式であることを踏まえ、可能な限り短縮に努めること。

技術提案書の評価の考え方

評価項目		評価の着目点		評価点					評価のウ ェイト	必須・ 選択
		判断基準	10	8	6	4	0			
業務の実施方 針・実施フ ロー・工程計 画・その他	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解 度が高い場合は優位に評価する。	目的・内容及び与条件を十分理解した記載内容で あり、内容を極めて細部まで 理解している。	目的・内容及び与条件を十分理解している。	目的・内容及び与条件を概 ね理解している。	目的・内容及び与条件の理 解が若干欠けている。	目的・内容及び与条件の理 解が過半欠けている又はな い。	10	◎	
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に 対する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。	上記業務目的等を踏まえた 検討項目及び成果品に 対する着眼点に、極めて十分な 具体性がある。	上記業務目的等を踏まえた 検討項目及び成果品に 対する着眼点があり、十分な 具体性がある。	上記業務目的等を踏まえた 検討項目及び成果品に 対する着眼点があり、概ね具 体性がある。	上記業務目的等を踏まえた 検討項目及び成果品に 対する着眼点があるが、具 体性が若干欠けている。	上記業務目的等を踏まえた 検討項目及び成果品に 対する着眼点があるが具 体性が過半欠けている又は ない。	10	◎	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場 合は優位に評価する。	業務実施手順を示す実施フ ローに極めて高い妥当性 がある。	業務実施手順を示す実施フ ローに十分な妥当性 がある。	業務実施手順を示す実施フ ローに概ね妥当性 がある。	業務実施手順を示す実施フ ローの妥当性が若干欠 けている。	業務実施手順を示す実施フ ローの妥当性が過半欠 けている又はない。	10	◎	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い 場合は優位に評価する。	業務量の把握状況を示す工 程計画に極めて高い妥当 性がある。	業務量の把握状況を示す工 程計画に十分な妥当性 がある。	業務量の把握状況を示す工 程計画に概ね妥当性 がある。	業務量の把握状況を示す工 程計画の妥当性が若干 欠けている。	業務量の把握状況を示す工 程計画の妥当性が過半 欠けている又はない。	10	◎	
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位 に評価する。	有益な代替案、重要事項 について極めて優れた指 摘がある。	有益な代替案、重要事項 について十分な指摘 がある。	有益な代替案、重要事項 について概ね指摘 がある。	有益な代替案、重要事項 についての指摘が若干 欠けている。	有益な代替案、重要事項 についての指摘が過半 欠けている又はない。	10	◎	
特定テー マに対する 技術提案	※全 体	特定テー マ間の整合性	的確性について、複数の特定テーマ間の整合性 が高い場合は優位に評価する。	的確性について、技術提 案、ヒアリング共に特定 テーマ間の整合性が極 めて高い。	的確性について、複数の特 定テーマ間に十分な整 合性がある。	的確性について、複数の特 定テーマ間に概ね整 合性がある。	的確性について、複数の特 定テーマ間の整合性が 若干欠けている。	的確性について、複数の特 定テーマ間の整合性が 過半欠けている又はな い。	10	○
			実現性について、複数の特定テーマ間の整合性 が高い場合は優位に評価する。	実現性について、技術提 案、ヒアリング共に特定 テーマ間の整合性が極 めて高い。	実現性について、複数の特 定テーマ間に十分な整 合性がある。	実現性について、複数の特 定テーマ間に概ね整 合性がある。	実現性について、複数の特 定テーマ間の整合性が 若干欠けている。	実現性について、複数の特 定テーマ間の整合性が 過半欠けている又はな い。	10	○
	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性 が高い場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に 与条件との整合性が極 めて高い。	与条件との整合性が十分 高い。	与条件との整合性が概 ねある。	与条件との整合性が若 干欠けている。	与条件との整合性が過 半欠けている又はな い。	10	◎	
		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法 等）が網羅されている場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に 必要なキーワードが極 めて細部まで網羅され ている。	必要なキーワードが十分 に網羅されている。	必要なキーワードが概 ね網羅されている。	必要なキーワードが若 干欠けている。	必要なキーワードが過 半欠けている又はな い。	10	◎	
		事業の重要度を考慮した提案となっている場合は 優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に 事業の重要度を考慮した 的確な提案となっている。	事業の重要度が十分に考 慮された提案となっている。	事業の重要度が概ね考 慮された提案となっている。	事業の重要度が若干欠 けている。	事業の重要度が過半欠 けている又はない。	5	○	
		事業の難易度に相応しい提案となっている場合は 優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に 事業の難易度に極めて相 応しい提案となっている。	事業の難易度に十分相 応しい提案となっている。	事業の難易度に概ね相 応しい提案となっている。	事業の難易度が若干欠 けている。	事業の難易度が過半欠 けている又はない。	5	○	
		実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に 極めて説得力がある。	十分な説得力がある。	概ね説得力がある。	説得力が若干欠けている。	説得力が過半欠けている 又はない。	10	◎
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されて いる場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に 提案内容を裏付ける類似 実績が極めて細部まで 明示されている。	提案内容を裏付ける十分 な類似実績が明示され ている。	提案内容を裏付ける類 似実績が概ね明示され ている。	提案内容を裏付ける類 似実績の明示が若干 欠けている。	提案内容を裏付ける類 似実績の明示が過半 欠けている又はない。	10	◎
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合 は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に 利用しようとする技術 基準、資料が極めて適 切である。	利用しようとする技術 基準、資料が十分適切 である。	利用しようとする技術 基準、資料が概ね適切 である。	利用しようとする技術 基準、資料の適切さが 若干欠けている。	利用しようとする技術 基準、資料の適切が過 半欠けている又はな い。	5	○
			提案内容によって想定される事業費が適切な 場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に 提案内容によって想定 される事業費は適切で あり、その根拠も極 めて十分である。	提案内容によって想定 される事業費は適切で あり、その根拠も十分 である。	提案内容によって想定 される事業費は適切で あり、その根拠も概 ね適切である。	提案内容によって想定 される事業費は適切で あるが、その根拠が 若干欠けている。	提案内容によって想定 される事業費は適切で はない。	5	○
		独創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合 は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に 工学的知見に基づく前 例のない極めて具体的 な提案がある。	工学的知見に基づく前 例のない提案には十分 な独創性がある。	工学的知見に基づく前 例のない提案には概 ね独創性がある。	工学的知見に基づく前 例のない提案には独 創性が若干欠けてい る。	工学的知見に基づく前 例のない提案には独 創性が過半欠けてい る又はない。	5	○
			周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・ 解析手法の提案がある場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に 周辺分野、異分野技術 を援用した、高度の検 討・解析手法の極めて 具体的な提案がある。	周辺分野、異分野技術 を援用した、高度の検 討・解析手法に十分 な提案がある。	周辺分野、異分野技術 を援用した、高度の検 討・解析手法の提案 が概ねある。	周辺分野、異分野技術 を援用した、高度の検 討・解析手法の提案 が若干欠けている。	周辺分野、異分野技術 を援用した、高度の検 討・解析手法の提案 が過半欠けている 又はない。	5	○
			複数の既存技術を統合化する提案がある場合は 優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に 複数の既存技術を統 合化する極めて具体 的な提案がある。	複数の既存技術を統 合化する十分な提案 がある。	複数の既存技術を統 合化する提案が概 ねある。	複数の既存技術を統 合化する提案が若 干欠けている。	複数の既存技術を統 合化する提案が過 半欠けている又は ない。	5	○
			新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。	技術提案、ヒアリング共に 新工法採用の極めて 具体的な提案がある。	新工法採用について 十分な提案がある。	新工法採用について の提案が概ねある。	新工法採用の提案 が若干欠けている。	新工法採用の提案 が過半欠けている 又はない。	5	○
	※特 定 2 テ ー マ		的確性、実現性、独創性について上記を準用する。							

注) ※は、特定テーマを1つに設定した場合は選択しない。
 選択項目（評価のウエイトが5点）の場合は、評価点をそれぞれ半分（5点満点）とする。

必須：◎
 選択：○

技術提案等評価結果整理表 1

業務の名称：〇〇（〇〇）〇〇〇〇業務

評価項目	評価の着目点		評価のウ エイト (点)	〇〇社	〇〇社	〇〇社	〇〇社	．．．
企業の実績及 び能力	業務実績	業務実績（同種又は類似業務）	15					
		地域業務実績	5					
	成績・表彰	業務成績	30					
		優秀業務表彰	10					
	その他	ワーク・ライフ・バランス等	5					
		事故及び不誠実な行為	0					
		国との信頼関係を損なう行為	0					
配置予定管理 技術者の経験 及び能力	業務経験	業務経験（同種又は類似業務）	15					
		地域業務経験	5					
	成績・表彰	業務成績	30					
		優秀業務表彰	10					
	資格要件 （業務内容 に応じ適宜 設定）	技術者資格（建築）	5					
		技術者資格（土木）	5					
		技術者資格（電気設備）	5					
		技術者資格（機械設備）	5					
		技術者資格（通信）	5					
技術者資格（その他）		5						
配置予定担当 技術者の経験	業務経験	業務経験（同種又は類似業務）	5					
		地域業務経験	5					
合　　計								
順　　位								
選定・非選定								

注 1 本表は、技術提案書の提出者を3～5者に選抜した場合に作成。選抜しない場合は作成不要。

2 は、必要に応じて設定する。

3 参加者数に応じて適宜列数を増減する。

4 選定・非選定の項目は、選定者に「○」、非選定者に「×」と記入する。

技術提案等評価結果整理表 2

業務の名称：〇〇（〇〇）〇〇〇〇業務

評価項目		評価の着目点		評価のウ エイト (点)	〇〇社	〇〇社	〇〇社	〇〇社	．．．
配置予定管理 技術者の経験 及び能力	業務経験	業務経験（同種又は類似業務）	15						
		地域業務経験	5						
	成績・表彰	業務成績	30						
		優秀業務表彰	10						
	資格要件 (業務内容 に応じ適宜 設定)	技術者資格（建築）	5						
		技術者資格（土木）	5						
		技術者資格（電気設備）	5						
		技術者資格（機械設備）	5						
		技術者資格（通信）	5						
技術者資格（その他）		5							
配置予定担当 技術者の経験	業務経験	業務経験（同種又は類似業務）	5						
		地域業務経験	5						
業務の実施方針・実施フ ロー・工程計画・その他		業務理解度	20						
		実施手順	20						
		その他	10						
特定 テーマ に対す る技術 提案	※全体		20						
	特定テーマ 1		80						
	※特定テーマ 2		80						
合　　計									
順　　位									
特定・非特定									

- 注 1 は、必要に応じて設定する。
- 2 参加者数に応じて適宜列数を増減する。
- 3 ※は、特定テーマを 1 つに設定した場合は選択しない。
- 4 特定・非特定の項目は、特定者に「○」、非特定者に「×」と記入する。

技術提案等評価結果整理表 3

業務の名称：〇〇（〇〇）〇〇〇〇業務
（〇社）

評価項目		評価の着目点	評価者A	評価者B	評価者C	評価者D	評価者E	評価点 (平均点)	評価のウ ェイト (点)	
			評価点	評価点	評価点	評価点	評価点			
業務の実施方針・ 実施フロー・工程 計画・その他	業務理解度								10	
									10	
	小 計								20	
	実施手順								10	
									10	
	小 計								20	
	その他								10	
特定 テーマ に対する技術 提案	※全体	特定テーマ 間の整合性							10	
										10
		小 計								20
	特定 テーマ 1	的確性								10
										10
										5
										5
		実現性								10
										10
										5
										5
		独創性								5
										5
										5
										5
	小 計								最大80	
	※特定 テーマ 2	的確性								10
										10
										5
										5
		実現性								10
										10
										5
										5
		独創性								5
										5
										5
										5
	小 計								最大80	
合 計										

注 1 は、必要に応じて設定する。

2 ※は、特定テーマを1つに設定した場合は選択しない。

3 評価は原則として5名以上の評価者で行うものとし、評価点（平均点）は、評価者の評価のうち最上位者のものと最下位者のものを各1名除外し、3名以上の評価点を平均して算出する。やむを得ず5名未満の評価者で評価を行う場合は、評価点を平均して算出する。

4 評価点(平均点) は、小数点第3位を切り捨てし小数点第2位とする。

技術提案等評価結果整理表 4

(評価者 A : ○○)

業務の名称 : ○○ (○○) ○○○○業務
(○社)

評価項目		評価の着目点		評価点 (点)	提案の評価理由
		判断基準			
業務の実施方針・ 実施フロー・工程 計画・その他	業務理解度	業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解 度が高い場合は優位に評価する。			
		上記業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対 する着眼点の具体性が高い場合は優位に評価する。			
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合 は優位に評価する。			
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場 合は優位に評価する。			
その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は優位に 評価する。				
特定 テーマ に対する 技術 提案	※全体	特定テーマ 間の整合性	的確性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い 場合は優位に評価する。		
			実現性について、複数の特定テーマ間の整合性が高い 場合は優位に評価する。		
	特定 テーマ 1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い 場合は優位に評価する。		
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等） が網羅されている場合は優位に評価する。		
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優 位に評価する。		
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優 位に評価する。		
		実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。		
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている 場合は優位に評価する。		
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優 位に評価する。		
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合は 優位に評価する。		
		独創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優 位に評価する。		
			周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解 析手法の提案がある場合は優位に評価する。		
			複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位 に評価する。		
			新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。		
	※特定 テーマ 2	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い 場合は優位に評価する。		
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等） が網羅されている場合は優位に評価する。		
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合は優 位に評価する。		
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合は優 位に評価する。		
		実現性	提案内容に説得力がある場合は優位に評価する。		
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている 場合は優位に評価する。		
			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合は優 位に評価する。		
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合は 優位に評価する。		
		独創性	工学的知見に基づく前例のない提案がある場合は優 位に評価する。		
			周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解 析手法の提案がある場合は優位に評価する。		
			複数の既存技術を統合化する提案がある場合は優位 に評価する。		
			新工法採用の提案がある場合は優位に評価する。		
合 計					

- 注 1 は、必要に応じて設定する。
 2 ※は、特定テーマを 1 つに設定した場合は選択しない。
 3 評価者の役職及び氏名を明記する。
 4 ヒアリング内容を含めて評価する。

評価点の内訳

業務の名称：

業 者 名 (商号又は名称等)	選 抜					特 定						備 考
	企業の実績及び能力	予定技術者の経験及び能力	合計	順位	選定・非選定	予定技術者の経験及び能力	業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他	評価テーマに対する技術提案	合計	順位	特定・非特定	

注 実情に応じて適宜表を修正すること。